

## 個人事業税(不動産貸付業)の取扱いについて

宮城県では、不動産の貸付を行う方のうち、次の要件を満たす方に対して、個人事業税を課税しています。

不動産の区分		判定基準	
建物	住	① 一戸建	10棟以上
	宅	② 一戸建以外の住宅 (貸間・アパート等)	居住の用に供するために独立的に区画された一の部分の数が10室以上
		住宅以外	③ 独立家屋
	住宅以外	④ 独立家屋以外の建物	貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10件以上
土地	⑤ 住宅用	貸付契約件数が10件以上又は貸付面積が2,000㎡以上	
	⑥ 住宅用以外	貸付契約件数が10件以上	
⑦	上記①～⑥の不動産を併せて貸付けている場合	次のいずれかに該当していること ・貸付契約件数が10件以上 ・①～⑥のいずれかの不動産の貸付で、単独で上記の基準以上	
⑧	①～⑦以外で、その賃貸状況からみて、課税しないこととした場合に他との均衡を失うと考えられるもの		
<b>建物の貸付に係る収入金額が年1,000万円以上の場合</b>			
1. 収入金額には、一時的に受ける権利金、礼金等は含みません。 2. 貸付期間が1年未満の場合は、収入金額を貸付月数で除して12か月を乗じた金額で判定します。			

(注)共有物件の貸付については、その持分にかかわらず各共有者について貸付件数・収入金額を算定します。  
 例)10室のアパートを2人が2分の1の持分で共有している場合、それぞれ10室として判定します。